

ハリス グローバル バリュース株ファンド(年1回決算型)

投資信託協会分類: 追加型投信/海外/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

主として、朝日 Nvest バリュース型 外国株マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通して、信託財産の長期的な成長を目指します。マザーファンドにおきましては、主として日本を除く世界各国の株式にグローバルな視点で投資します。

2. 主要投資対象

朝日 Nvest バリュース型 外国株マザーファンド受益証券(マザーファンドは、日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とします。)

3. 主な投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

4. ベンチマーク

ベンチマークは定めておりません。ただし、MSCI All Country World Index ex Japan(配当込み、円換算ベース)を参考指数としています。

5. 信託設定日

2000年3月24日

6. 信託期間

無期限

7. 償還条項

信託期間中において、受益権の口数が当初設定受益権口数の10分の1または10億口を下回ることとなった場合、受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8. 決算日

3月16日(ただし、休業日の場合には翌営業日)

9. 信託報酬

純資産総額に対して年率1.98%(税抜1.8%)を乗じた額内訳(税抜):

	100億円以下の部分	100億円超200億円以下の部分	200億円超の部分
委託会社	年率1.10%	年率1.00%	年率0.95%
販売会社	年率0.60%	年率0.70%	年率0.75%
受託会社	年率0.10%	年率0.10%	年率0.10%

10. 信託報酬以外のコスト

・信託財産に関する租税、信託財産に係る監査費用および監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託者が立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。監査費用は、毎日、純資産総額に対し、年0.0055%(税抜0.005%)の率を乗じて得た額とします。ただし、年44万円(税抜40万円)を上限とします。

監査費用は、監査法人との契約等により変更になることがあります。

・ファンドの組入有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。これらの費用は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

11. お申込単位

1円以上1円単位

12. お申込価額

お申込み日の翌営業日の基準価額

13. お申込手数料

ありません。

14. ご解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から「15. 信託財産留保額」を差し引いた額

15. 信託財産留保額

解約時の基準価額の0.3%

16. 収益分配

毎期決算時(3月16日、ただし、休業日の場合には翌営業日)に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。分配金は、自動的に再投資されます。

17. お申込不可日等

・お申込み日がニューヨーク証券取引所の休場日の場合には、ご購入およびご解約のお申込みの受付は行いません。
・金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込み・解約請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込み・解約請求の受付を取消すことがあります。

18. 課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19. 損失の可能性

当ファンドは値動きのある有価証券等を投資対象としますので、組入有価証券等の値動きなどの影響により、基準価額が下落することがあります。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、これを割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。信託財産に生じた利益および損失はすべて購入者(受益者)のみなさまに帰属します。当ファンドが有する主なリスクは、「24. 基準価額の主な変動要因等」をご覧ください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ハリス グローバル バリュース株ファンド(年1回決算型)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式・公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

ハリス グローバル バリュース株ファンド(年1回決算型)

投資信託協会分類: 追加型投信/海外/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

20. セーフティネットの有無

当ファンドは、金融機関の預金または保険契約ではありませんので、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

解約価額×保有口数/10,000

22. 委託会社

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社

信託財産の運用指図、受益権の発行、目論見書および運用報告書の作成等を行います。

運用委託先: ハリス・アソシエイツ・エル・ピー

23. 受託会社

みずほ信託銀行株式会社

信託財産の保管・管理業務等を行います。

※再信託受託会社

株式会社日本カストディ銀行

受託会社より委託を受け信託事務の一部を行います。

24. 基準価額の主な変動要因等

①株価変動リスク

株式の価格(株価)が発行会社の経営・財務状況の変化、国内外の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受け下落するリスクをいいます。株式の実質組入比率は原則として高水準を維持しますので、株価が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。ファンドが実質的に投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合、その企業の株価は大きく下落し、ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

②為替変動リスク

外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に外国為替相場が対円で下落した場合(円高の場合)には、円ベースの資産価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。当ファンドでは、外貨建資産について原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、日本円と日本円以外の通貨間での為替相場の変動により、基準価額が大きく変動することがあります。

③信用リスク

発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、債券等の利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスク(債務不履行)をいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、株式ならびに債券およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品の価格は下落し(価格がゼロになることもあります。)、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行体の格付変更に伴い価格が下落するリスクもあります。

④カントリーリスク

一般に、有価証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制等の要因によって影響を受けます。その結果、ファンドの投資対象有価証券の発行国の政治、経済、社会情勢等の変化により、金融市場が混乱し、資産価格が大きく変動することがあります。

⑤金利変動リスク

金利水準の大きな変動は株式市場に影響を及ぼす場合があります。ファンドの基準価額の変動要因となります。

⑥流動性リスク

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

⑦ファミリーファンド方式に起因するリスク

マザーファンドへ投資する他のベビーファンドがある場合、当該ベビーファンドの設定・解約等によりマザーファンドに資金の流出が生じることがあります。その結果として、マザーファンドにおいて組入資産の売買等が生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

⑧繰上償還リスク

当ファンドは、受益権の口数が当初設定口数の10分の1または10億口を下回ることとなった場合、受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときなどには、繰上償還されることがあります。

⑨為替取引の相手先に関するリスク

当ファンドでは、外貨建資産について原則として対円での為替ヘッジを行いませんが、対米ドルでは日本円以外の通貨にかかる外国為替予約取引を行うことがあります。外国為替予約取引を行う場合、これらの取引には相手先の決済不履行リスクが伴います。

⑩その他の留意点

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変等により閉鎖されることがあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ハリス グローバル バリュース株ファンド(年1回決算型)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式・公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。